（電子署名又は電子利用者証明の確認に係るその他の業務の方法）

第二十八条　令第九条第二号に規定する主務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一～四　略］

（軽微な変更）

第二十八条の二　令第九条の二第一項に規定する主務省令で定める軽微な変更は、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設とする。

（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例）

第二十九条　電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第四号に掲げる一の者又は同項第五号又は第六号の規定により主務大臣の認定を受けた一の者（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であって第二十八条第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する主務大臣による認定を受けたものとみなす。

２　電子署名等確認業務受託者は、電子署名等確認業務委託者から電子署名等確認業務の全部の委託を受けた場合には、主務大臣に対し、当該電子署名等確認業務の全部の委託を受けた旨並びに当該電子署名等確認業務委託者の名称、住所及び代表者の氏名を報告するものとする。

［３・４　略］

（行政機関等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項）

第三十条　法第十七条第一項の規定による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を機構に届け出ることにより行うものとする。

［一～三　略］

四　その他主務大臣が必要と認める事項

（機構と署名検証者との間での取決めの内容）

第三十一条　法第十七条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　略］

四　その他主務大臣が必要と認める事項

（団体等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨等の届出事項）

第三十二条　法第十七条第五項の規定による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨及び署名確認者の範囲の届出は、あらかじめ、次に掲げる事項を機構に届け出ることにより行うものとする。

［一～四　略］

五　その他主務大臣が必要と認める事項

（機構と団体署名検証者との間での取決めの内容）

第三十三条　法第十七条第六項において準用する同条第四項に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　略］

五　その他主務大臣が必要と認める事項

（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法）

第三十四条　令第十三条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、主務大臣が定める。

（電子署名又は電子利用者証明の確認に係るその他の業務の方法）

第二十八条　令第九条第二号に規定する総務省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

［一～四　同上］

（軽微な変更）

第二十八条の二　令第九条の二第一項に規定する総務省令で定める軽微な変更は、同一室内における既設の設備と同等以上の性能を有する設備への変更及びその増設とする。

（電子署名等確認業務の全部を委託する場合の特例）

第二十九条　電子署名等確認業務の全部を法第十七条第一項第四号に掲げる一の者又は同項第五号又は第六号の規定により総務大臣の認定を受けた一の者（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務受託者」という。）に委託した者であって第二十八条第一号及び第二号に掲げる基準に適合するもの（以下この条及び第六十条において「電子署名等確認業務委託者」という。）は、同項第六号に規定する総務大臣による認定を受けたものとみなす。

２　電子署名等確認業務受託者は、電子署名等確認業務委託者から電子署名等確認業務の全部の委託を受けた場合には、総務大臣に対し、当該電子署名等確認業務の全部の委託を受けた旨並びに当該電子署名等確認業務委託者の名称、住所及び代表者の氏名を報告するものとする。

［３・４　同上］

（行政機関等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨の届出事項）

第三十条　［同上］

［一～三　同上］

四　その他総務大臣が必要と認める事項

（機構と署名検証者との間での取決めの内容）

第三十一条　法第十七条第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

［一～三　同上］

四　その他総務大臣が必要と認める事項

（団体等による署名用電子証明書失効情報等の提供を求める旨等の届出事項）

第三十二条　［同上］

［一～四　同上］

五　その他総務大臣が必要と認める事項

（機構と団体署名検証者との間での取決めの内容）

第三十三条　法第十七条第六項において準用する同条第四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

［一～四　同上］

五　その他総務大臣が必要と認める事項

（保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供の方法）

第三十四条　令第十三条第一号及び第二号の規定による保存期間に係る署名用電子証明書失効情報の提供は、電子計算機の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は電磁的記録媒体の送付の方法に関する技術的基準については、総務大臣が定める。